

令和2年度 公文書開示（9月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等  |                    |
|-------|-----------|-----------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|--------------------|
|       |           |           |   |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 |        |   | 9号                 |
| 1     | R2. 8. 21 | R2. 9. 1  | 第1508号中野山王三丁目道路及び水路改修工事（その3）しゅん工図<br>水路平面図（その1）<br>水路縦断面図（その1）<br>構造図（2）<br>14A-7中野山王三丁目排水基本設計及び道路詳細設計報告書<br>U型水路（1500×2100）（参考）（低水路無）  | 14  | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | —   | 住宅政策本部都営住宅経営部施設整備課 |
| 2     | R2. 8. 24 | R2. 9. 4  | 国土交通省「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」に基づく「公営住宅供給目標量の設定プロセス」の総括表（2017年3月時点）  | 1   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | —   | 住宅政策本部住宅企画部企画経理課   |
| 3     | R2. 9. 2  | R2. 9. 7  | (1) 抽選会の開催について（ご案内）（7月3日）(2) 移転料の分割（一部前払い）について（7月3日）(3) 部屋決め抽選会後のスケジュールについて（7月3日）(4) 村山6ブロック部屋決め抽選会配布資料（7月10日）(5) 1136、1137号棟へ移転の皆さまへ 今後の日程等について（8月14日）(6) 村山団地内旧型や他団地へ移転の皆さまへ（8月28日）(7) 矢川北アパート自治会（国立富士見台四丁目アパート自治会）役員の皆様（7月22日）(8) 「抽選・部屋決め」及び今後の予定等について（通知）（7月28日）(9) 矢川北アパート11,15,16,17,18号棟 先行移転対象世帯の皆さまへ 入居手続書類の提出及び今後の予定等について（9月1日）(10) 野毛アパート旧1～5号棟から団地外へ仮移転中の皆様 戻り入居に関する意向調査について（7月10日）(11) 野毛町アパート仮移転対象のみなさま 見学会など資料の送付について（8月5日）(12) 野毛町アパート6号棟移転対象のみなさま 見学会等資料の送付について（8月7日）(13) 野毛町アパート戻り移転対象のみなさま 部屋決め抽選会予定日について（8月19日）(14) 野毛町アパート6号棟移転対象のみなさま 部屋決め抽選会予定日について（8月20日）(15) 部屋決め抽選会及び今後の予定等について（8月31日）(16) 日野新井アパート移転説明資料の送付について（対象号棟：8・9号棟）（8月7日）(17) 東中神アパート建替に伴い10月1日入居許可で移転する皆様へ 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（8月31日） | 125 | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | —   | 住宅政策本部西部住宅建設事務所管理課 |
| 4     | R2. 9. 4  | R2. 9. 14 | 契約番号02-00027「都営住宅2-02西（東京街道（後期第2-2期・後期第3期）」）地盤調査<br>契約番号02-00028「都営住宅2-03西（東京街道（後期第3期）」）地盤調査<br>上記2案件の金入計算書（設計総括表、設計内訳表、解析等調査）  | 8   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | —   | 住宅政策本部西部住宅建設事務所建設課 |
| 5     | R2. 9. 11 | R2. 9. 24 | 東京都知事免許宅地建物取引業者リスト（令和2年9月11日現在）   | ※   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | —   | 住宅政策本部住宅企画部不動産課    |
| 6     | R2. 9. 11 | R2. 9. 24 | 東京都知事（○）第○○号 株式会社○○に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。<br>(1) 平成30年4月26日受付第○○号の宅地建物取引業免許申請書<br>(2) 令和元年7月24日受付第○○号の宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書   | 45  |      | 1    |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 | 住宅政策本部住宅企画部不動産課    |
| 7     | R2. 9. 11 | R2. 9. 24 | 株式会社○○（東京都知事（○）第○○号）の宅建業登録業者としての申請に際して提出された書類全て（最初の登録時から更新後を含め全て、会社の名称変更があった場合、名称変更前の登録申請書類全てを含む）   |     |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 本件業者は、宅地建物取引業の免許が失効しており、同業者に係る免許申請書等については、保存期間を経過しているため。  | 住宅政策本部住宅企画部不動産課    |
| 8     | R2. 9. 11 | R2. 9. 24 | 株式会社○○（東京都知事（○）第○○号）の宅建業登録業者としての申請に際して提出された書類全て（最初の登録時から更新後を含め全て、会社の名称変更があった場合、名称変更前の登録申請書類全てを含む）   |     |      |      |     |     | 1           |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 本件業者は、宅地建物取引業の免許が失効しており、同業者に係る免許申請書等については、保存期間を経過しているため。  | 住宅政策本部住宅企画部不動産課    |
| 9     | R2. 9. 16 | R2. 9. 24 | 東京都知事（○）第○○号 ○○株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。<br>・平成29年10月6日受付第○○号の宅地建物取引業免許申請書   | 26  |      | 1    |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 | 住宅政策本部住宅企画部不動産課    |

令和2年度 公文書開示（9月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日   | 決定年月日   | 公文書の件名   | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等             |    |
|-------|---------|---------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--------------------|----|
|       |         |         |  |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 |        |                    | 9号 |
|       |         |         |  |     |      |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        |                    |    |
| 10    | R2.9.18 | R2.9.24 | (1) 矢川北アパート11, 15, 16, 17, 18号棟 先行移転対象世帯の皆さまへ 入居手続書類の提出及び今後の予定等について(9月1日) (2) 矢川北アパートから先行移転される皆様へ 移転先の鍵渡しのお日にち等について(9月10日) (3) 野毛町アパート戻り移転対象者のみなさま 部屋決め抽選会予定日について(8月19日) (4) 野毛町アパート6号棟移転対象者のみなさま 部屋決め抽選会予定日について(8月20日) (5) 部屋決め抽選会及び今後の予定等について(8月31日) (6) 部屋決め抽選会(戻り入居対象者)及び今後の予定等について(9月7日) (7) 野毛町アパート居住者のみなさま ご親族・支援者のみなさま お片づけ、ごみの出し方の流れについて(パート2)(9月17、18日) (8) 村山団地内旧型や他団地へ移転の皆さまへ 今後の日程等について(8月28日) (9) 村山アパート6ブロックの皆さまへ 移転料の一部前払いについて(9月17日) (10) 東中神アパート建替に伴い10月1日入居許可で移転する皆様へ 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ(8月31日) (11) 東京街道アパート移転説明資料の送付について(対象号棟:北15・北16号棟)(9月17日) (12) 日野新井アパート8・9号棟移転対象のみなさま 見学会等資料の送付について(9月18日)  | 67  | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    | —      | 住宅政策本部西部住宅建設事務所管理課 |    |
| 11    | R2.9.18 | R2.9.25 | (1) 前野町六丁目アパート 部屋割り抽選会及び今後の予定等について(重要)、移転先住宅の追加等について、移転先住宅関係資料 追加提示分、都営前野町六丁目アパートの建替について、移転説明会資料、移転先住宅関係資料、移転先住宅見学会のお知らせ、居住者調査票 (2) 仲宿母子アパート 移転説明会資料、移転先住宅関係資料、居住者調査票、(3) 鹿浜五丁目アパート 移転先住宅見学会のお知らせ、移転説明会資料、居住者調査票、移転先住宅関係資料 (4) 南砂三丁目アパート 部屋決め抽選会のお知らせ(重要)、部屋決め抽選会のお知らせ(重要)、部屋決め抽選会のお知らせ(重要) (5) 西保木間二丁目アパート1・2・7号棟 移転説明資料の訂正について、移転先住宅関係資料訂正版 西保木間二丁目アパートから仮移転中 移転説明資料の訂正について、移転先住宅関係資料訂正版 (6) 本木町第3アパート4～8号棟 移転先住宅見学会のお知らせ、移転についてのお知らせ、建替移転についての説明資料、居住者調査票、移転先住宅関係資料、Q&A 本木町第3アパートから仮移転中 移転先住宅見学会のお知らせ、「居住者意向調査票(最終)」の提出について(依頼)、居住者意向調査票(最終)、新築住宅への戻り移転について、居住者意向調査票、「戻り入居調査票」の提出について(依頼)、戻り入居調査票、戻り入居に際しての注意事項、移転先住宅関係資料 (7) 平井一丁目アパート (10/1使用許可)保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ) (9/16使用許可で移転先があき家の方)保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ) (9/16使用許可で移転先が新築棟の方)保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ) (9/16使用許可)保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ) | ※   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    | —      | 住宅政策本部東部住宅建設事務所折衝課 |    |

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。